

南九州市告示第80号

南九州市住み替え住宅リフォーム補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年3月24日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市住み替え住宅リフォーム補助金交付要綱の一部を改正する要綱

南九州市住み替え住宅リフォーム補助金交付要綱(令和2年南九州市告示第219号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号を第7号とし、同条第5号中「義務教育を終了するまでの子ども(以下「補助対象児」という。)」を「こども」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) こども 義務教育を修了するまでのこども

第3条第1項第6号中「南九州市移住定住促進対策補助金交付要綱(平成21年南九州市告示第50号)及び」を削る。

第4条第2項第1号中「平成30年南九州市告示第120号」を「令和6年南九州市告示第169号」に改める。

第5条第1項中「50万円」を「30万円」に改め、同項ただし書中「限度額を」を「こども1人当たり」に改める。

第6条第1項第5号中「謄本)」の次に「の写し」を加え、同項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第7条中「第3号様式」を「第2号様式」に改める。

第8条第1項中「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条第3項中「第5号様式」を「第4号様式」に改める。

第9条中「第6号様式」を「第5号様式」に改め、同条第3号中「謄本)」の次に「の写し」を加え、同条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第10条中「第7号様式」を「第6号様式」に改める。

第11条中「第8号様式」を「第7号様式」に改める。

第13条第2項中「第9号様式」を「第8号様式」に改め、同条第3項中「第10号様式」を「第9号様式」に改める。

第1号様式を次のように改める。

南九州市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

住み替え住宅リフォーム補助金交付申請書

年度南九州市住み替え住宅リフォーム補助金の交付を受けたいので、南九州市住み替え住宅リフォーム補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。また、審査に当たって、市が私の世帯全員の住民情報及び納税並びに住宅使用料等の個人情報について調査することに同意します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 交付対象住宅 所在地 南九州市
- 3 補助金の加算対象となる子育て世帯である。  
はい（義務教育を終了するまでのこどもの数： 名） いいえ
- 4 加入自治会名 自治会  
自治会へ加入し、自治会活動に積極的に参加し地域の振興に寄与することに同意します。
- 5 添付書類
  - (1) 工事請負契約書の写し
  - (2) リフォームに係る見積書の写し
  - (3) リフォーム施工前の状況写真
  - (4) 位置図及びリフォーム内容の分かる図面
  - (5) 世帯全員の住民票の写し
  - (6) その他市長が必要と認める書類

第2号様式を削り、第3号様式中「印」を削り、同様式を第2号様式とし、第4号様式を第3号様式とし、第5号様式中「印」を削り、同様式を第4号様式とし、第6号様式を第5号様式とし、第7号様式中「印」を削り、同様式を第6号様式とし、第8号様式中「㊟」を削り、同様式を第7号様式とし、第9号様式を第8号様式とし、第10号様式中「印」を削り、同様式を第9号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の南九州市住み替え住宅リフォーム補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。